

社会福祉法人金剛樹心会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人金剛樹心会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員選任解任委員・評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、次条において定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員等の報酬基準)

第4条 前条で支給する報酬の基準は、一回の出席に対して4500円とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は次の号に掲げる方法をもって支給する。

- (1) 報酬は、現金により本人に支給する。ただし本人の申し出があれば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (2) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成 29 年 6 月 20 日より施行する。なお適用日は平成 29 年 4 月 1 日とする。